

## 一般廃棄物集積場新設（変更）届出書

可 児 市 長 様

管理責任者（自治会集積場の場合は自治会長）

住所

氏名

印

電話

（ ）

次の点線内の項目を遵守し、以下の集積場の新設（変更）を届け出ます。

- ①ごみの分け方・出し方については、必ず決められたルールに従うよう管理責任者の責任において集積場利用者に対し周知し徹底させる。
- ②利用者により不適正に排出されたごみや、外部から投棄されたごみについては、管理責任者の責任において処理をする。

区分	新 設 ・ 変 更	
種別	可燃物 ・ 不燃物 ・ リサイクル資源	
構造及び規模	構造物なし・C B 造・その他（ ）	m <sup>2</sup>
完成予定日	年 月 日	
収集開始希望日	年 月 日	曜日から
所在地 （ ）内変更前	可児市 （可児市 ）	
土地所有者の 承諾	住 所 氏 名	印

《作成上の注意》

- ・ 収集開始希望日は、届出書の提出日から2週間以上の余裕が必要です。

《添付資料》

- ・ 位置図
- ・ リサイクル指導員選出表（リサイクル資源を回収する場合）
- ・ 一般廃棄物集積場利用承諾書（集合住宅で可燃物、不燃物、リサイクル資源のうち、一つでも自治会の集積場を利用する場合）